

# 令和7年度 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター 相談支援員及び就労支援員 募集要項

令和8年2月12日  
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

名古屋市社会福祉協議会において、名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター事業(生活困窮者自立支援法に規定する自立相談、就労準備、家計改善の各支援事業及び認定就労訓練事業の推進)における専門職員の採用試験を次のとおり実施します。

## 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター事業とは

生活困窮者自立支援法に規定する自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援の各支援事業及び認定就労訓練事業の推進を図る取り組みです。生活困窮者からの相談に応じ、個別的・包括的かつ継続的な支援を実施することで、就労による経済的自立のみならず、日常生活、社会生活における自立を目指すとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりと新たな社会資源の開発を行います。

この事業は、名古屋市が受託団体を公募し、本会を代表とする3法人のコンソーシアムが、仕事・暮らし自立サポートセンターの名駅、金山の2か所を受託しております。今回名駅または金山のいずれかで勤務していただく職員を募集します。

## 1 募集職種及び募集人員、受験資格、主な業務内容、その他

### (1) 募集職種及び採用人員、受験資格、主な業務内容

募集職種 及び 募集人員	相談支援員及び就労支援員  若干名
受験資格	<p><u>次の(1)(2)に該当する方</u></p> <p>(1) 普通自動車運転免許を有する方 (2) 次に①のいずれかの資格を保有し、かつ②のいずれかの経験を有する方</p> <p>① 以下のいずれかの資格を保有 ・社会福祉士又は精神保健福祉士 ・キャリアコンサルタント(厚生労働省指定のキャリアコンサルタント能力評価試験の合格者)、産業カウンセラー又はシニア産業カウンセラー</p> <p>② 以下のいずれかの実務経験を有する ・生活に困窮された方の相談支援業務に1年以上従事 ・社会福祉法上の社会福祉事業または同等の相談支援業務に1年以上従事 ・就労支援に関する業務に1年以上従事</p> <p>※申込時に、上記に記載されているいずれかの資格または経験を証明できる書類をご提出いただきます。(運転免許証(写)、資格の登録証(写)、資格試験に合格し、免許申請中または登録までの期間の方については合格証明書など)</p>
業務内容	生活に困窮している方々の就労や生活に関する相談に応じるとともに、社会資源や相談者の能力および適性を活用した包括的支援および就労支援を行い、相談者とともに自立支援への道筋を描く業務。

### (2) その他

次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 過去に本会が実施した同職種の採用試験に応募し、不合格となった者

## 2 採用予定日

令和8年4月1日以降（試験日の翌月又は翌々月の1日採用）

## 3 採用試験

### (1) 日時

随時（受験希望者と相談の上、採用試験の実施が可能な日時で決定）

### (2) 試験会場（予定） 名古屋市総合社会福祉会館（名古屋市北区清水四丁目17-1）

### (3) 試験の内容・配点

①小論文（100点）②面接試験（150点）

※面接試験は、順番に行い、受験者数により長時間お待ちいただく場合があります。

### (4) 試験結果の発表

採用試験日から2週間以内に受験者全員に通知します。

なお、合否に関して電話等による問い合わせには応じられません。

### (5) その他

体調不良の場合は、採用試験当日の9時までに【当日連絡先:052-911-3191】までご連絡の上、採用試験当日の受験をお控えください。

## 4 試験結果の開示

試験成績については、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
採用試験不合格者	総合得点 試験種類別得点	・試験結果発表の日からその翌月同日まで(ただし、最終日が土・日・祝日・振替休日にあたる場合は、次の平日まで) ・8時45分から17時30分まで(土・日・祝日・振替休日を除く)	名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進部において、必ず受験者本人が①運転免許証、旅券、健康保険証、学生証等の身分証明書及び②受験番号票(試験当日にお渡しするもの)を提示して口頭で申し出てください。

(注)・請求できるのは受験者本人が直接名古屋市社会福祉協議会に来所した場合のみです。(代理による請求はできません)また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

・必要提示書類(身分証明書及び受験番号票)がない場合は開示できません。

・開示請求の対象となるのは、全内容を受験した方です。

## 5 採用試験合格者の発表から採用まで

(1) 試験合格者には採用に向けて健康診断を受けていただき、関係書類を提出していただきます。

(2) 傷病等により職務に支障があると認められる場合等には、採用されないことがあります。

(3) 受験資格がないことや受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。



## 9 試験会場案内

名古屋市総合社会福祉会館  
(名古屋市北区清水四丁目17の1)

案内図

